

第13回東海第二地域原子力防災協議会作業部会

1. 日 時

令和5年8月1日（火） 11:00～12:00

2. 場 所

茨城県庁 ※テレビ会議併用

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、資源エネルギー庁、
関東経済産業局、北関東防衛局、関東地方整備局
- (2) 関係自治体等 : 茨城県、東海村、日立市、那珂市、水戸市、常陸太田市、
高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、
城里町、大子町、ひたちなか市、茨城県警察本部、ひた
ちなか・東海広域事務組合消防本部
- (3) オブザーバー : 日本原子力発電株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 林崎推進官、
海野専門官、岡本専門官
豊川主査、鎌倉主査、水越主査付、
足立防災専門官

4. 議 題

- (1) (仮称) いばらき原子力防災アプリについて
- (2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標（被ばく線量限度）について
- (3) その他

5. 配付資料

- ・ 議事次第
- ・ 第13回東海第二地域原子力防災協議会作業部会 参加機関一覧
- ・ 資料1 「(仮称) いばらき原子力防災アプリ」の開発状況について
- ・ 資料2 防災業務関係者の放射線防護に係る指標（被ばく線量限度）につい
て
- ・ 資料3 令和4年度常陸太田市原子力災害広域避難訓練評価・検証結果（概
要）について
- ・ 資料4 原子力防災に関するお知らせ

6. 概 要

(1) (仮称) いばらき原子力防災アプリについて

○茨城県から、(仮称) いばらき原子力防災アプリについて、資料1に基づき説明した。

○東海村から茨城県及び内閣府に対し、これまでの県アプリの説明において、各市町村から、平時からのアプリの普及が課題との意見が生じており、内閣府からも既存の広く普及している民間の災害情報提供アプリの活用も検討中と聞いているが、今後の両アプリの展望を伺いたい旨の質問があった。また、緊急情報の発信機能も県アプリへ搭載されると望ましい旨の要望があった。

これに対し、茨城県から、県アプリの開発目的は、他地域でも取り組んでいない避難単位ごとの情報の出し分けが主眼であり、機能面については継続的に意見を踏まえながら更新を加えていきたいこと。また、平時からのアプリの普及については普及啓発等で各市町村の協力もいただきたい旨の回答があった。

内閣府からは、アプリの維持管理費も考慮する必要があること、必要な情報提供を行うためにも、開発や運用に当たっては県とコミュニケーションを取りながら進めていきたいこと、また民間アプリの具体的な活用方策については調査検討中との旨の回答があった。

○那珂市から茨城県に対し、県アプリの運用開始後各市町村で自ら避難情報の発信、操作を行うことができるのか質問があった。

これに対し、茨城県から、県及び各市町村どちらからも情報は発信できる仕様であるが、具体的な発信方法については、開発とも並行してよく市町村と議論させていただきたい旨の回答があった。

○内閣府から茨城県に対し、訓練での県アプリの具体的な検証内容について質問があった。

これに対し、茨城県から、住民避難を伴う訓練に参加した住民に実際に県アプリをダウンロードしてもらい、避難指示の発信から住民による受信確認などの一連の流れを検証していきたい。検証の機会とする訓練については、今後個別に市町村と調整をしていきたい旨の回答があった。

○日立市から茨城県に対し、県アプリにおいて、各住民が使用する避難車両の種類や想定している避難先などの、住民に対する簡易的なアンケート機能は想定されるのか質問があった。

これに対し、茨城県から、避難手段は登録項目としているが、アンケート機能について、県アプリへ搭載することは今のところ想定していない旨の回答があった。

(2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標（被ばく線量限度）について

○原子力規制庁から、令和4年度に改正された防災基本計画や原子力災害対策指針の内容を踏まえた現行制度について、概要を説明した。

○茨城県から、防災業務関係者の放射線防護に係る指標（被ばく線量限度）について、資料2に基づき説明した。

○東海第二地域における防災業務関係者の被ばく線量限度に関して、各参加機関は、茨城県において「実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSvを上限とする」及び「人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、実効線量で100mSvを上限とする」との被ばく線量限度を設定することにつき、賛同するとともに確認した。

○東海村から、今後他の職員に線量限度を周知する際に活用するため、例えば、確定的影響のしきい値と比較した線量限度の数値に関する資料や関連する共有事項について提供いただきたい旨の要望があった。

これに対し、茨城県から、内閣府とも継続的に連携しながら、分かり易い周知に努め、被ばく線量管理の理解促進に取り組んでいきたい旨の応答があった。

○日立市から茨城県に対し、防災業務関係者の被ばく線量管理について、各市町村側においては、こういったスケジュールで地域防災計画の改定が必要になるのか質問があった。

これに対し、茨城県から、地域の共通認識として広く周知するために、まずは県の地域防災計画を改定し明記することを考えている。各市町村においても、次期改定の際に対応いただきたい旨の回答があった。

(3) その他

○常陸太田市から、昨年度実施した訓練の結果について、資料3に基づき説明した。

○原子力規制庁から、常陸太田市の訓練に参加した一部の住民が訓練後にオフサイトセンターを見学のため来訪された旨の話があったほか、各自治体においても訓練参加者に対しオフサイトセンター見学を促進してほしい旨の要望があった。

○内閣府から茨城県に対し、常陸太田市の訓練と併せて実施した県の避難退域時検査訓練の具体的な連携内容や目的、課題についての質問があった。

これに対し、茨城県から、UPZ内の住民が避難する際を想定し、実際に選定されている避難退域時検査会場で、検査手順の確認、練度の向上を目的として訓練を実施したこと。また、降雪の影響で、同検査会場の除

雪が必要となり苦勞したことから、実際の災害時における積雪への対応も検討していきたい旨の回答があった。

○内閣府から常陸太田市に対し、訓練で抽出された課題を次回訓練にどのように活用していく予定か質問があった。

これに対し、常陸太田市から、職員の初動対応手順をマニュアル化し、検証していきたい旨の回答があった。

○内閣府から、原子力災害時対応の実効性向上のための住民理解の促進に向けた資料を作成したことを資料4に基づき説明するとともに、各自治体における住民参加型訓練、説明会、研修及び教育等の場での有効活用を呼び掛け、元データの提供についても自治体希望に応じ対応することを周知した。

○内閣府から、実動機関に対し、自治体訓練への実施支援や広域避難過程の対策協議における継続的な協働を要請するとともに、併せて、各自治体に対しても、訓練実施を経て明らかになった改善点や効果的な訓練シナリオ等を活発に東海第二地域内で共有し、訓練を通じた地域全体としての計画の具体化や向上につなげて欲しいことを周知した。

加えて、作業部会における議論のより一層の透明性確保の観点から、作業部会に関係する地方公共団体が作業部会と同様の構成員による会合の実施を希望する場合には、今後は、作業部会として広く実動機関も交えて対応していくことについて説明した。

以上